



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

- | | |
|----------------|----|
| ア 粉じん自動測定記録計 | 1台 |
| イ オゾン濃度自動測定記録計 | 1台 |

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年3月24日

(4) 納入場所

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ア 粉じん自動測定記録計 | 岡谷インターチェンジ局(岡谷市今井1660-3) |
| イ オゾン濃度自動測定記録計 | 衛生公害研究所局(長野市安茂里米村1978) |

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成15年3月3日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年3月4日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おいなんよ
- 3 代表者の氏名
佐 藤 敏 子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市桜町1丁目13番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、介護・育児に関する事業を行い、地域福祉の増進を目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 こまくさ

3 代表者の氏名

小平 誠

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字新子田878番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・児童に対して、心のよりどころとしての居場所づくりに関する事業を行い、よって社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー飯田上郷店
飯田市上郷黒田1186-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年10月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,928平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 265台
- (2) 駐輪場の収容台数 88台
- (3) 荷さばき施設の面積 158平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 40立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時30分
閉店時刻 午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後8時45分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 10か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時30分から午後7時30分まで

8 届出年月日

平成15年1月30日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年2月20日から平成15年6月20日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド青木島店
長野市青木島2-1-7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,130平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
998平方メートル
- 5 廃止する日
平成15年2月8日

産業振興課

○公 告

平成15年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員及び修業年限

学 科 等		修業年限	募 集 人 員
総合農学科	作物コース	2年	若干人
	畜産コース		
	野菜コース		
	花きコース		
	果樹コース		
	農村生活コース		

実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科 若干人 研究科 若干人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）であること。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 実科

次のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）であること。

- ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ウ 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(3) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）であること。

- ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- イ 学校教育法による短期大学を卒業した者
- ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続

(1) 提出書類

- ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙による。）
- イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にとっては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。）
- ウ 健康診断書（農業大学校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が診断したもの。）
- エ 2の(1)のウ又は(2)のウに該当する者にとっては、その事実を証する書類
- オ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはること。）
- カ 受験票（表にあて先を明記し、50円切手をはること。）

(2) 受付期間

平成15年2月21日（金）から平成15年3月6日（木）まで

（郵送による場合は、平成15年3月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないこと。）納付すること。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話（026）278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話（026）246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話（026）278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話（0263）52-1188

中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

(1) 期日及び場所

ア 期 日 平成15年3月14日(金)

イ 場 所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総 合 農 学 科		実 科	
	科 目	内 容	科 目	内 容
必須科目	国 語 (60分) 数 学 (60分)	国語 I (古文・漢文を 除く。) 数学 I	国 語 (60分) 小 論 文 (60分)	国語 I (古文・漢文を 除く。) 1,200字以内
選 択 科 目	公 民 (60分) 化学 I B (60分) 生物 I B (60分) 農 業 (60分) から 1 科目	現代社会 (注)	数 学 (60分) 公 民 (60分) 化学 I B (60分) 生物 I B (60分) 農 業 (60分) から 1 科目	数学 I 現代社会 (注)

(注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理（作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工）及び各種家畜の飼養管理（家畜の種類、飼育、経営及び流通加工）とする。

イ 研究科

論文 (90分、1,600字以内)

5 合格者の発表

平成15年3月20日(木)までに本人に通知する。

6 その他

入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書の提出先に行

うこと。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型2号）を同封すること。

農業技術課

○公 告

平成15年2月13日、長野県両内田土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証しました。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
下伊那郡南信濃村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	和田の一部	平成15年 2月20日
小県郡丸子町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字生田の一部	平成15年 2月20日

農村整備課

○公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 農地保有合理化法人の名称

信州うえだ農業協同組合

2 事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農 村 整 備 課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画公園 2・2・14号 中央西公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都 市 計 画 課

○公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、長野西高等学校ほか374機関について監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成15年2月20日

長野県監査委員

島 田 基 正
柳 沢 政 安
内 田 雄 治
柳 澤 賢 二

- 1 監査対象年度 平成13年度
- 2 監査対象機関、監査年月日及び監査の結果

(1) 普通会計

ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
長野西高等学校 自然保護研究所 長野中央警察署 高速道路交通警察隊	平成14年5月16日 " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 "
生活安全特別捜査隊 交通機動隊 野菜花き試験場 野菜花き試験場佐久支場 長野教育事務所 婦人相談所 衛生公害研究所	平成14年5月22日 " " " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 "
篠ノ井高等学校 消防学校 更埴警察署 工業試験場 食品工業試験場 長野高等学校	平成14年5月23日 " " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " " 指導事項を除き、適正であると認められた。
総合教育センター 生涯学習推進センター	平成14年5月29日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。

松本食肉衛生検査所 農業総合試験場	” ”	” 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 受託事業で、受託料について調定・収入の手続きが行われていなかった。
農事試験場 果樹試験場 長野養護学校	” ” ”	適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。
長野盲学校 身体障害者リハビリテーションセンター 北信保健所 中野西高等学校 中野高等学校	平成14年5月30日 ” ” ” ”	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上伊那農業高等学校 南信農業試験場	平成14年6月6日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 ”
阿南高等学校 阿南少年自然の家 飯田保健所 飯田警察署	平成14年6月7日 ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ” ”
信濃学園 波田学院 南安曇農業高等学校 中信労政事務所 計量検定所 松本消費生活センター	平成14年6月13日 ” ” ” ” ”	適正であると認められた。 ” ” ” ” ”
塩尻志学館高等学校	平成14年6月14日	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田高等学校 上田東高等学校 長野農業改良普及センター	平成14年6月18日 ” ”	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
蘇南高等学校 木曾建設事務所 木曾警察署	平成14年7月10日 ” ”	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
木曾地方事務所 木曾福祉事務所	平成14年7月11日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
土尻川砂防事務所 長野工業高等学校 長野食肉衛生検査所	平成14年7月12日 ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 ” 適正であると認められた。

千曲川流域下水道建設事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
須坂看護専門学校	〃	〃
須坂商業高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪保健所	平成14年7月16日	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪実業高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪警察署	〃	〃
諏訪建設事務所	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 行政財産目的外使用許可に誤りのあるものがあった。
下諏訪向陽高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪地方事務所	平成14年7月17日	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪福祉事務所	〃	適正であると認められた。
岡谷警察署	平成14年7月18日	適正であると認められた。
岡谷東高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
精密工業試験場	〃	適正であると認められた。
林業総合センター	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 32,000円)
臼田建設事務所	平成14年7月24日	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 役務費の執行で、特段の理由がないのに1者見積による随意契約をしているものがあった。
佐久警察署	〃	適正であると認められた。
佐久建設事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
野沢北高等学校	〃	適正であると認められた。
佐久地方事務所	平成14年7月25日	指導事項を除き、適正であると認められた。
佐久福祉事務所	〃	適正であると認められた。
姫川砂防事務所	平成14年7月30日	指導事項を除き、適正であると認められた。
大町高等学校	〃	適正であると認められた。
安曇養護学校	〃	〃
大町建設事務所	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 役務費の執行で、見積書を徴取していないものがあった。

北安曇地方事務所 北安曇福祉事務所	平成14年7月31日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
犀川砂防事務所 明科高等学校 大町保健所 穂高商業高等学校 水産試験場 水産試験場諏訪支場 水産試験場佐久支場	平成14年8月1日 " " " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " "
上小地方事務所 小県福祉事務所	平成14年8月6日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上田保健所 上小農業改良普及センター 上田建設事務所 上田教育事務所	平成14年8月9日 " " "	適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
伊那建設事務所 伊那養護学校 伊那保健所 伊那家畜保健衛生所	平成14年8月20日 " " "	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 147,000円) 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。
上伊那地方事務所 上伊那福祉事務所	平成14年8月21日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
伊那北高等学校 西駒郷 岡谷技術専門校 福祉大学校 花田養護学校	平成14年8月22日 " " " "	適正であると認められた。 " " 指導事項を除き、適正であると認められた。 "
中野建設事務所 北信新幹線事務所 飯山養護学校 飯山建設事務所 飯山照丘高等学校	平成14年8月28日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
北信地方事務所 北信福祉事務所	平成14年8月29日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上田警察署 工科短期大学校 小諸高等学校	平成14年9月4日 " "	適正であると認められた。 " "

佐久農業改良普及センター 北佐久農業高等学校	” ”	” ” 次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 48,000円)
佐久高速道事務所 小諸商業高等学校 佐久保健所 佐久家畜保健衛生所	平成14年9月5日 ” ” ”	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。
更埴建設事務所 屋代高等学校 須坂建設事務所 須坂青年の家	平成14年9月6日 ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 21,000円) 指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田教育事務所 飯田長姫高等学校 飯田建設事務所 飯田高等学校	平成14年9月12日 ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 ” 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 委託契約で、入札事務が適正に行われていないものがあった。 適正であると認められた。
下伊那地方事務所 下伊那福祉事務所	平成14年9月13日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
松本保健所 松本児童相談所 情報技術試験場 松本建設事務所 松本深志高等学校	平成14年10月16日 ” ” ” ”	適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 ” 適正であると認められた。
松本地方事務所 松本福祉事務所	平成14年10月17日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
木曾保健所 畜産試験場 中信農業試験場 豊科建設事務所	平成14年10月18日 ” ” ”	適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 旅費支給に誤りのあるものがあった。

松本技術専門学校	〃	(過支給額 14,098円) 適正であると認められた。
東京事務所	平成14年10月22日	適正であると認められた。
長野建設事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野保健所	〃	適正であると認められた。
長野地方事務所	平成14年10月23日	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野福祉事務所	〃	適正であると認められた。
医務課	平成14年10月29日	検討事項を除き、適正であると認められた。
保健予防課	〃	適正であると認められた。
食品環境水道課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
薬務課	〃	適正であると認められた。
建築管理課	〃	〃
住宅課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
施設課	〃	適正であると認められた。
議会事務局	〃	〃
地方労働委員会事務局	平成14年10月30日	適正であると認められた。
危機管理室	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
警察本部	〃	〃
林政課	〃	次の指摘事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 22,000円)
林業振興課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
森林保全課	〃	適正であると認められた。
農政課	平成14年11月6日	適正であると認められた。
農業技術課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
園芸特産課	〃	適正であると認められた。
畜産課	〃	〃
土地改良課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
農村整備課	〃	適正であると認められた。
人事課	〃	〃
職員課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
管財課	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
財政課	〃	適正であると認められた。
税務課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
法規学事課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
国際課	〃	適正であると認められた。
教育委員会総務課	平成14年11月7日	適正であると認められた。
特殊教育課	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
義務教育課	〃	適正であると認められた。

教学指導課	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
高校教育課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
文化財・生涯学習課	〃	〃
保健厚生課	〃	〃
監理課	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
下水道課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
河川課	〃	適正であると認められた。
都市計画課	〃	〃
道路維持課	〃	〃
道路建設課	〃	〃
会計局	平成14年11月12日	適正であると認められた。
産業振興課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
産業技術課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
観光課	〃	適正であると認められた。
生活文化課	〃	〃
公害課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
砂防課	〃	適正であると認められた。
高速道・北陸新幹線局	〃	〃
政策秘書室	〃	〃
企画課	〃	〃
情報政策課	〃	〃
交通政策課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
男女共同参画課	〃	適正であると認められた。
厚生課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
環境自然保護課	平成14年11月13日	指導事項を除き、適正であると認められた。
廃棄物対策課	〃	適正であると認められた。
体育課	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 23,500円)
人権・同和教育課	〃	適正であると認められた。
監査委員事務局	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃
高齢福祉課	〃	〃
障害福祉課	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
青少年家庭課	〃	〃
労政課	〃	適正であると認められた。
職業能力開発課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。
人権・同和政策課	〃	適正であると認められた。
市町村課	〃	検討事項を除き、適正であると認められた。

イ 書面監査

松本空港管理事務所	平成14年12月26日	適正であると認められた。
自治研修所	〃	〃
短期大学	〃	〃
中央児童相談所	〃	〃
飯田児童相談所	〃	〃
諏訪児童相談所	〃	〃
佐久児童相談所	〃	〃
諏訪湖健康学園	〃	〃
東信労政事務所	〃	〃
南信労政事務所	〃	〃
北信労政事務所	〃	〃
長野技術専門校	〃	〃
飯田技術専門校	〃	〃
伊那技術専門校	〃	〃
佐久技術専門校	〃	〃
上松技術専門校	〃	〃
看護大学	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
公衆衛生専門学校	〃	適正であると認められた。
木曾看護専門学校	〃	〃
精神保健福祉センター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田食肉衛生検査所	〃	適正であると認められた。
飯田食肉衛生検査所	〃	〃
動物愛護センター	〃	〃
長野消費生活センター	〃	〃
飯田消費生活センター	〃	〃
上田消費生活センター	〃	〃
名古屋事務所	〃	〃
大阪事務所	〃	〃
農業大学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
病虫害防除所	〃	適正であると認められた。
諏訪農業改良普及センター	〃	〃
上伊那農業改良普及センター	〃	〃
下伊那農業改良普及センター	〃	〃
木曾農業改良普及センター	〃	〃
松本農業改良普及センター	〃	〃
北安曇農業改良普及センター	〃	〃
北信農業改良普及センター	〃	〃
飯田家畜保健衛生所	〃	〃
松本家畜保健衛生所	〃	〃
長野家畜保健衛生所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
林業大学校	〃	〃
佐久教育事務所	〃	適正であると認められた。
伊那教育事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本教育事務所	〃	〃
体育センター	〃	適正であると認められた。

県立長野図書館	〃	〃
松本青年の家	〃	〃
小諸青年の家	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松川青年の家	〃	適正であると認められた。
望月少年自然の家	〃	〃
山岳総合センター	〃	〃
飯山北高等学校	〃	〃
飯山南高等学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 職員宿舍貸付料などに調定の時期が適切でないものがあった。
下高井農林高等学校	〃	適正であると認められた。
中野実業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
須坂東高等学校	〃	適正であると認められた。
須坂高等学校	〃	〃
須坂園芸高等学校	〃	〃
北部高校	〃	〃
長野吉田高等学校	〃	〃
長野商業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野東高等学校	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 100,810円)
中条高等学校	〃	適正であると認められた。
犀峽高等学校	〃	〃
長野南高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
更級農業高等学校	〃	〃
松代高等学校	〃	〃
屋代南高等学校	〃	適正であると認められた。
坂城高等学校	〃	〃
上田千曲高等学校	〃	〃
上田染谷丘高等学校	〃	〃
丸子実業高等学校	〃	〃
東部高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
蓼科高等学校	〃	適正であると認められた。
望月高等学校	〃	〃
軽井沢高等学校	〃	〃
岩村田高等学校	〃	〃
野沢南高等学校	〃	〃
白田高等学校	〃	〃
小海高等学校	〃	〃
富士見高等学校	〃	〃
茅野高等学校	〃	〃
諏訪清陵高等学校	〃	〃
諏訪二葉高等学校	〃	〃
岡谷南高等学校	〃	〃
岡谷工業高等学校	〃	〃

辰野高等学校	〃	〃
箕輪工業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
高遠高等学校	〃	適正であると認められた。
伊那弥生ヶ丘高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
赤穂高等学校	〃	〃
駒ヶ根工業高等学校	〃	適正であると認められた。
松川高等学校	〃	〃
飯田風越高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田工業高等学校	〃	適正であると認められた。
下伊那農業高等学校	〃	〃
阿智高等学校	〃	〃
木曾高等学校	〃	〃
木曾山林高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
田川高等学校	〃	適正であると認められた。
梓川高等学校	〃	〃
松本工業高等学校	〃	〃
松本県ヶ丘高等学校	〃	〃
松本美須ヶヶ丘高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本蟻ヶ崎高等学校	〃	適正であると認められた。
松本筑摩高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
豊科高等学校	〃	適正であると認められた。
池田工業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
大町北高等学校	〃	〃
白馬高等学校	〃	適正であると認められた。
松本盲学校	〃	〃
長野ろう学校	〃	〃
松本ろう学校	〃	〃
松本養護学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪養護学校	〃	適正であると認められた。
稲荷山養護学校	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 120,000円)
若槻養護学校	〃	適正であると認められた。
上田養護学校	〃	〃
寿台養護学校	〃	〃
飯田養護学校	〃	〃
小諸養護学校	〃	〃
木曾養護学校	〃	〃
飯山警察署	〃	〃
中野警察署	〃	〃
須坂警察署	〃	〃
長野南警察署	〃	〃
丸子警察署	〃	〃
望月警察署	〃	〃
小諸警察署	〃	〃
軽井沢警察署	〃	〃
臼田警察署	〃	〃

伊那警察署	〃	〃
駒ヶ根警察署	〃	〃
阿南警察署	〃	〃
塩尻警察署	〃	〃
松本警察署	〃	〃
豊科警察署	〃	〃
大町警察署	〃	〃
鑑識課	〃	〃
科学捜査研究所	〃	〃
交通安全センター	〃	〃
機動隊	〃	〃
警察学校	〃	〃

(2) 企業特別会計

ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
南信発電管理事務所 駒ヶ根病院	平成14年6月6日 〃	適正であると認められた。 〃
阿南病院	平成14年6月7日	適正であると認められた。
こども病院 木曾病院	平成14年6月14日 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 〃
上田水道管理事務所 須坂病院	平成14年6月18日 〃	適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 22,000円) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 164,040円 未支給額 610円)
須坂ガス管理事務所	〃	適正であると認められた。
企業局総務課 電気課 ガス課 医務課県立病院室	平成14年6月19日 〃 〃 〃	検討事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 〃 次の指摘事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 機器及び備品の金額区分が改正されたにもかかわらず、改正前の基準で予算執行されていた。
水道課 地域開発課	〃 〃	適正であると認められた。 〃

イ 書面監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
北信発電管理事務所	平成14年12月26日	指導事項を除き、適正であると認められた。
小諸ガス管理事務所	〃	〃
篠ノ井ガス管理事務所	〃	〃
川中島水道管理事務所	〃	〃
松塩水道用水管理事務所	〃	適正であると認められた。

3 監査結果の概要

(1) 普通会計

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、2に記載したとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めた。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促した。

(ア) 収入事務

- ・ 未収金の縮減に一層努力を要するもの (5件)
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費等の調定時期が遅いもの (3件)
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴収していないもの (2件)
- ・ 高等学校授業料の減免事務が適切でないもの (2件)
- ・ その他 (3件)

(イ) 契約事務

- ・ 請書が作成されていないもの (4件)
- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの (13件)
- ・ 業者等選定事務が適切でないもの (3件)
- ・ 随意契約の理由等が適切でないもの (5件)
- ・ 見積書等の徴取が適切でないもの (5件)
- ・ 契約書が保存されていないもの (2件)
- ・ その他 (5件)

(ウ) 支出事務

- ・ 職員手当支給に誤りのあるもの(少額なもの) (5件)
- ・ 旅費支給に誤りのあるもの(少額なもの) (12件)
- ・ 監督職員と検査職員が同一人であるもの (7件)

- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの (16件)
- ・ 建設廃棄物処理に関する費用が計上されていないもの (2件)
- ・ 支出科目に誤りがあるもの (2件)
- ・ 支出負担行為決議が適切でないもの (2件)
- ・ 完了検査の方法等が適切でないもの (3件)
- ・ 支払時期の遅いもの (2件)
- ・ 予算措置がされていないもの (2件)
- ・ 需用費等の執行が年度末に偏っているもの (3件)
- ・ 報酬の支払事務が適切でないもの (2件)
- ・ 賃金の支払事務が適切でないもの (2件)
- ・ 物品購入事務が適切でないもの (2件)
- ・ その他 (13件)

(ニ) 補助金事務

- ・ 実績報告書の内容が適切でないもの (1件)
- ・ 完了検査調書の内容に誤りがあるもの (1件)

(ホ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に関する帳票の整理を要するもの (6件)
- ・ 物品に関する帳票の整理を要するもの (12件)
- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの (5件)
- ・ 備品の管理又は処分に関する事務が適切でないもの (8件)

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めた。

(ケ) 収入事務

- ・ 市町村等への派遣職員の給与及び手当等については、「職員の派遣に関する協定書」により、派遣先の市町村等が負担することとされているが、その負担額について年度末に一括請求して納付を受けていることから、早期収入を図るため、期間を区分して請求することについて検討を求めたもの

(イ) 契約事務

- ・ 高等学校や地方事務所等の校(庁)舎及び宿舍の修繕工事において、予定価格を設定するために事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が多数見受けられ、競争性が損なわれている状況にあるので、適正な処理について検討を求めたもの
- ・ 公共工事の実施にあたり、鉄道関連工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、工事

費の積算内訳が不明確な状況にあるので、積算根拠が明確になるよう内訳書等の徴取について検討を求めたもの

- ・ 公共工事の実施にあたり、下水道建設工事を日本下水道事業団に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、見積書を徴取していない状況にあるので、見積書の徴取について検討を求めたもの

(ウ) 支出事務

- ・ 現地機関での工事請負費及び委託料の執行で、当初設計額を算出する方法と異なる方法で精算額を算出しているものが複数見受けられたので、同一の取扱いができるよう改善について検討を求めたもの
- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの
- ・ 交番及び駐在所新築工事等については警察本部で発注しているが、工事費が概ね1,000万円以上の工事について専門職員が配置されている住宅部施設課に工事施工依頼して実施する営繕工事制度があることから、この制度の活用について検討を求めたもの

(エ) 財産管理事務

- ・ 研修施設における宿泊棟の利用者が少ない状況にあることから、利用率の向上について検討を求めたもの

(2) 企業特別会計

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、2に記載したとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めた。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促した。

(ア) 収入事務

- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴取していないもの (1件)

(イ) 契約事務

- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの (3件)
- ・ 契約の方法が適切でないもの (1件)

(ウ) 支出事務

- ・ 特殊勤務手当の支給事務が適切でないもの (1件)

- ・ 旅費支給に誤りがあるもの (1件)
- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの (4件)

- ・ その他 (6件)

(エ) 財産管理事務

- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの (1件)

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めた。

(ア) 契約事務

- ・ 病院の修繕工事において、予定価格を設定するため事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が見受けられ、競争性が損なわれている恐れがあるので、適正な処理について検討を求めたもの

(イ) 支出事務

- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの

監査委員事務局

平成15年(2003年)2月20日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061